

開かれた市政実現のために

情報公開および個人情報保護制度の運用状況

市では、市政に関する情報公開の推進と個人情報の保護を図るため「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を設けています。

ここでは、平成17年度におけるこれらの制度の運用状況を公表するとともに、市民の皆さんに制度を理解し活用していただくため、その概要についてお知らせします。

【情報公開制度】

情報公開制度は、公正で透明な開かれた市政運営のために、市が保有する情報の市民への提供、公表及び開示の請求等について定めたものです。

平成17年の合併による新旭市誕生と同時に「旭市情報公開条例」が施行され、合併前と同様、この制度が運用されています。

この条例に基づき、市民の皆さんは、市が保有する各種の情報の開示を請求することができます。

平成17年度における情報公開制度の運用状況は、次表のとおりです。

平成17年度情報公開制度運用状況

開示請求件数	2件		
うち開示件数	2件	不開示件数	0件
(内訳) 法定外公共物に関する情報			
2件			

【個人情報保護制度】

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な取り扱いを確保し、公正で信頼される市政の推進のために、情報の開示を請求する権利等を保証する制度です。

情報公開条例と同様、新市発足と同時に「旭市個人情報保護条例」が施行され、制度運用されています。

この条例に基づき、市民の皆さんは、市が保有する自身の個人情報について、開示、訂正、削除および使用の中止を請求することができます。

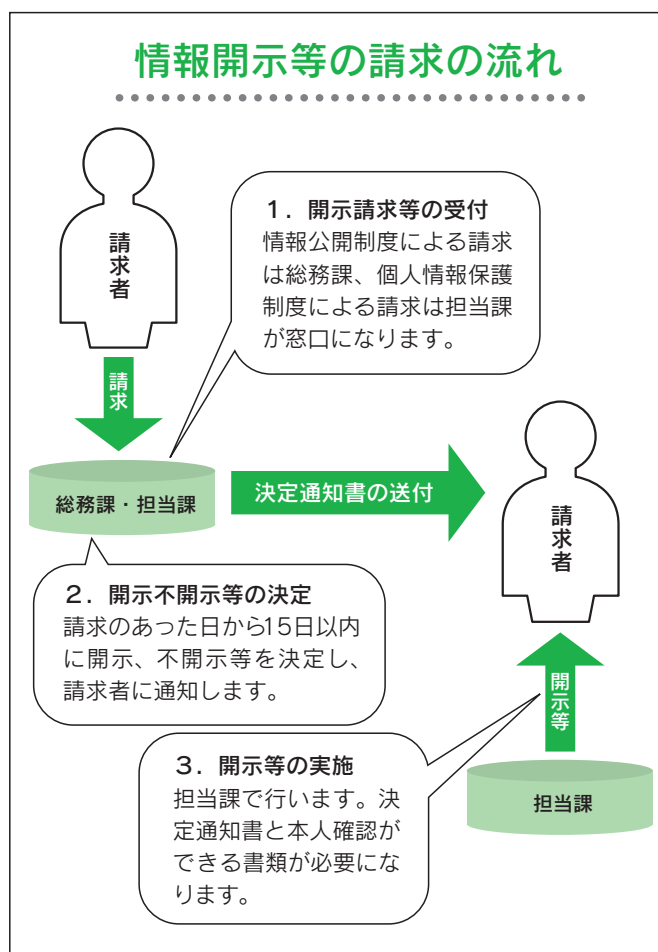
平成17年度における個人情報保護制度の運用状況は、次表のとおりです。

平成17年度個人情報保護制度運用状況

開示請求件数	10件		
うち開示件数	10件	不開示件数	0件
(内訳) 受診結果に関する情報			
6件			
議員履歴に関する情報			
4件			

【情報開示等の請求の流れ】

情報公開制度および個人情報保護制度による情報開示等の流れは、次のとおりです。



【審議会等の会議の公開】

市では、情報公開のいっそうの推進を図るため、市民の皆さんが市政に関わる会議を傍聴することができる「審議会等の会議の公開制度」を設けています。

傍聴できる会議は、開催の1週間前までに市役所の情報公開コーナーの掲示板でお知らせしています。

情報公開と個人情報保護に関する問い合わせは
総務課庶務行政班 ☎62-5310 へ